【資料５－１】

【別冊】街路事業について

（街路事業の概要と関連計画）

令和 ８年 １１月

建設局

◆ 街路事業について

街路事業　：　都市計画に基づき、

都市計画道路の整備　を行ったり、

道路と鉄道の立体交差（高架化・地下化）　を行う事業

■ 都市計画道路

都市計画法に基づいて交通施設として定められた道路

都市計画法　：　都市の健全な発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するための方法を規定した法律

◆ 都市計画道路について（１）

都市計画道路は、まちの骨格を形成する重要な都市基盤の一つであることから、長期的な視点をもって整備を進めるべきものとして、都市計画法に基づき定められた道路である。大阪市では、令和８年３月末現在において、190路線514キロメートル（自動車専用道を除く）の都市計画道路が計画決定されている。

■ 整備状況

都市計画道路　（R8.3末 現在）

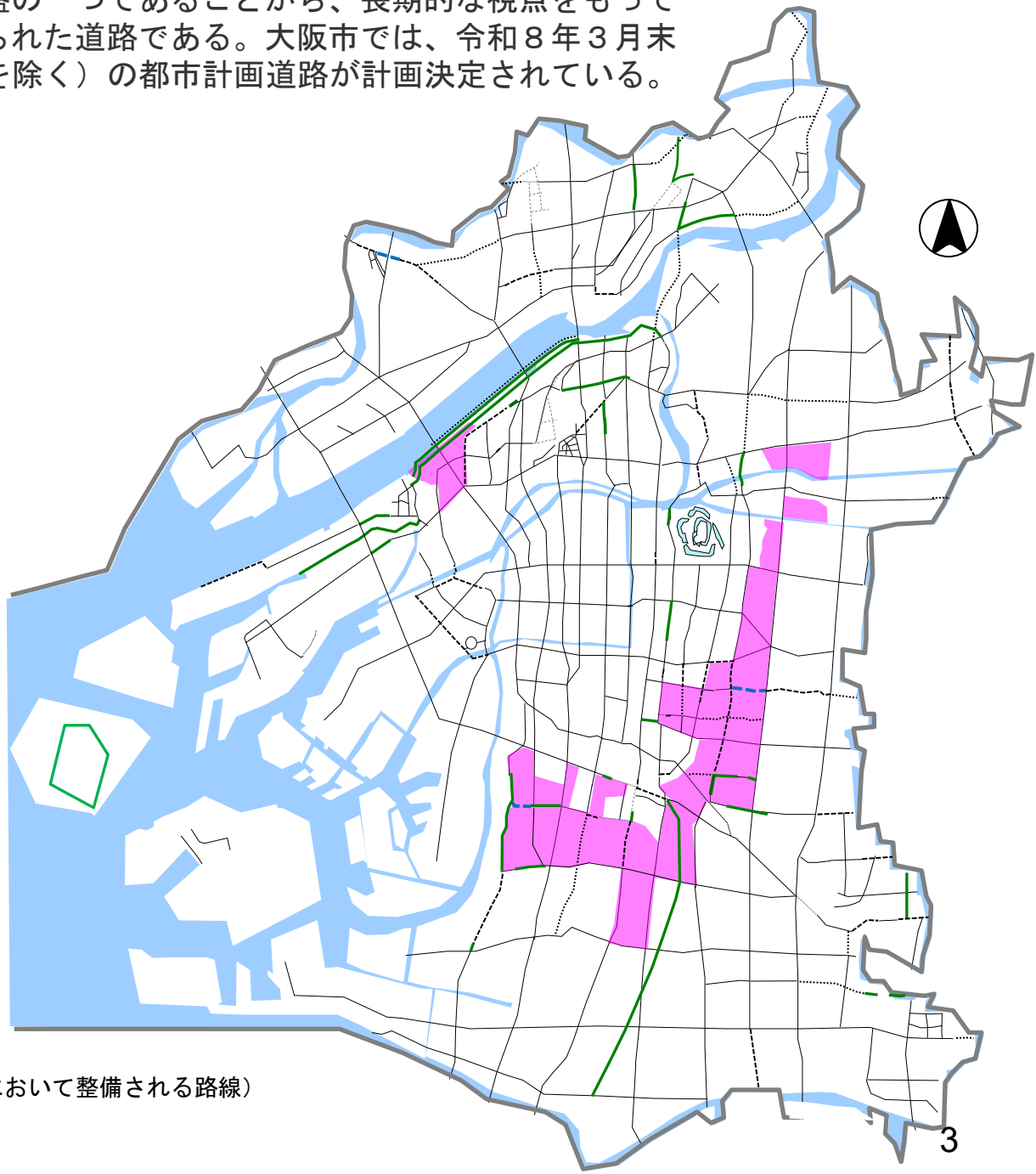
計画延長　514 km （190路線）

整備済延長　約 414 km

⇩

進捗率　約 81 %

	路線数（本）	計画延長（km）	整備済延長（km）	整備率（%）
幹線街路	１２４	４３８	３５５	８１
区画街路	４９	４０	３１	７６
歩行者専用道	１７	３５	２８	８０
合　　計	１９０	５１４	４１４	８１



＜凡例＞

- 街路事業において事業中の都市計画道路
- 整備済　都市計画道路（幹線道路）
- 未着手　都市計画道路（幹線道路）【新設】
- 未着手　都市計画道路（幹線道路）【拡幅】
- 事業中都市計画道路（幹線道路）
  （うち土地区画整理事業や市街地再開発事業、国直轄事業等において整備される路線）
- 特に優先的な取組が必要な密集住宅市街地

◆ 都市計画道路について（２）

○ 都市計画道路は将来のまちのあるべき姿を支える重要な都市基盤の一つであることから、大阪市では、時々の時代の要請に応え、戦略的な整備を進めてきた。

○ 平成25年度にこの事業未着手の都市計画道路（幹線街路）について、都市計画の見直しを行った。見直しにあたり、未着手の都市計画道路について、今後概ね30年での着手をめざすこととした。

■ 長期未着手の都市計画道路（幹線街路）の見直し（平成25年4月告示）

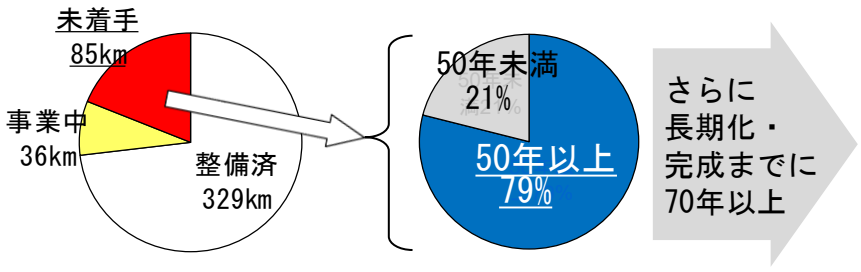
見直し前

- 見直し前の時点で総延長約450kmの幹線街路を都市　計画決定しており、既に約329km（約7割）の整備を完了、約36km（約1割）が事業中、残る約85kmが事業未着手の路線となっていた。
- 未着手路線の約8割は都市計画決定後50年以上経過しており、これに伴う建築制限が長期化していた。

見直し後

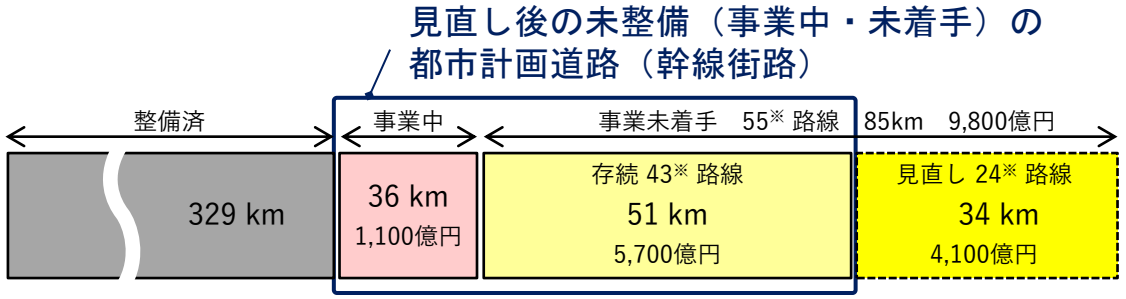
- 未着手路線を対象に、人口減小・高齢社会の到来など、社会・経済状況の変化をふまえ、検証のうえ、見直しを行った。
- 計画を存続することとしたものは約51km（計画を廃止等したものは約34km）。
- これらについて、当時の決算額の状況から、概ね30年での事業着手をめざすこととした。

見直し前の状況



＜整備状況＞　＜都市計画決定後の年数＞

見直し前後の延長・残事業費



※同一路線で存続と見直しを含む場合もあるため、路線数の合計は一致しない。
（数字は概数で、事業費については国直轄事業を除く）

◆ 都市計画道路について（３）

◆ 都市計画道路の整備プログラム［令和７年度改訂］

- 平成25年度の都市計画道路の見直しを経て、平成28年度に今後の都市計画道路整備の進め方について整理を行い、当面10年間（H28～R7年度）の各路線の整備見通しを示す「都市計画道路の整備プログラム」を策定した。
- 「都市計画道路の整備プログラム」策定から10年が経過した令和7年度に、今後の都市計画道路整備の進め方や当面10年間（R8～R17年度）における各路線の整備見通しについて改めて整理を行った。

都市計画道路の整備方針

安全・安心で快適な市民生活、活力あふれる都市活動を支える都市空間の実現をめざし、選択と集中を進め、効率的・効果的な都市計画道路の整備に取り組みます。

都市計画道路の整備プログラム（R7年度）［今後の都市計画道路の整備の進め方］

○ 当面10年間（R8～R17）は、事業中路線を最優先として整備を進めます。
なかでも、本プログラム期間中の供用に向けて取り組む「早期供用路線」を設定し、進捗管理を徹底します。

○ 「早期供用路線」以外についても、一定範囲まとまって用地取得できた区間から段階的に整備し供用を図るなど、着実に事業効果を発現させます。

○ 未着手路線については、「整備の優先度が高い路線」と他事業と連携して進めるべき「他事業関連路線」を設定し、事業着手へ向けた取組を進めます。
「整備の優先度が高い路線」は事業中路線の収束にあわせて順次着手することとし、「他事業関連路線」は他事業の進捗にあわせて適切な時期に着手できるよう、調査・検討を進めます。

整備の優先度が高い路線

◆ 密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線
密集住宅市街地防災性向上のため、災害時、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間のために整備を推進するべき路線

◆ 整備により得られる効果が特に高いことから早期に整備するべき未着手路線

◆ 都市計画道路について（３）

◆ 都市計画道路の整備プログラム［令和７年度改訂］

当面10年間における各路線の整備見通し

事業中路線の整備見通し

図中番号	路線名（箇所名）	早期供用路線	延長 m	事業の状態	
				前期5年（令和8～12年度）	後期5年（令和13～17年度）
1	西野田中津線（大淀北）	○	300	段階的供用（歩道北側）	供用
2	本庄西天満線（神山）		480	段階的供用（歩道・車道約340m）※鉄道関連工事推進	段階的供用（歩道・車道約340m）※埋設工事推進
3	淀川南岸線		6,880	段階的供用（歩道・車道約800m）※道路工事推進	段階的供用（歩道・車道約5,080m）
4	北野今市線（豊崎・天神橋）	○	1,400	段階的供用（歩道・車道約1,250m）	供用
5	淀川左岸線（2期）	○	4,300	事業継続（空間確保）※トンネル工事推進	供用
6	正蓮寺川歩行者専用道	○	2,790	供用	－
7	正蓮寺川北岸線（伝法・伝法東）		640	事業継続（空間確保）	事業継続（空間確保）※埋設工事推進
8	桜島東野田線（四貫島）	○	480	段階的供用（歩道北側）※車道切替、歩道工事推進	供用
9	東野田河堀口線（大手前）		280	事業継続（空間確保）	段階的供用（歩道西側約280m）
10	東野田河堀口線（上本町）		1,040	事業継続（空間確保）	段階的供用（歩道西側）
11	勝山通線（四天王寺）		310	事業継続（空間確保）	段階的供用（歩道両側）
12	十三吹田線（淡路）		780	段階的供用（歩道約330m）	段階的供用（歩道・車道約330m）
13	淀川北岸線（菅原）		1,190	段階的供用（暫定車道約600m）※車道切替工事を推進	段階的供用（歩道・車道約600m）
14	新庄長柄線（菅原）		540	段階的供用（歩道東側）	段階的供用（歩道両側）
15	阪急京都線東付属街路1号線ほか7路線		5,900	段階的供用	供用
16	豊里矢田線（生野）		490	段階的供用（歩道西側）	段階的供用（歩道両側）
17	河堀口舎利寺線	○	880	段階的供用（歩道・車道約410m）	供用
18	生野線（林寺）	○	1,100	供用	－
19	豊里矢田線（鴫野・蒲生）		515	事業継続（空間確保）	事業継続（空間確保）※橋梁架け替え工事を推進
20	天王寺大和川線		5,520	段階的供用（約1,160m）	段階的供用（約2,390m）
	1工区（起点～松虫通）		1,440	事業継続（空間確保）※美章園駅周辺工事推進	段階的供用（美章園駅周辺約300m）
	2工区（松虫通～鶴ヶ丘駅）		1,520	事業継続（空間確保）※南田辺駅周辺工事推進	段階的供用（南田辺駅周辺約680m）
	3工区（鶴ヶ丘駅～長居駅）	○	1,160	供用	－
	4工区（長居駅～終点）		1,400	事業継続（空間確保）※我孫子町駅周辺工事推進	段階的供用（我孫子町駅周辺約250m）

事業中路線の進捗状況、段階的整備等の詳細については、大阪市ホームページでご覧いただけます。
（「事業中の都市計画道路の一覧」 ： https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000159821.html ）

図中番号	路線名（箇所名）	早期供用路線	延長 m	事業の状態	
				前期5年（令和8～12年度）	後期5年（令和13～17年度）
21	長柄堺線（阿倍野）	○	190	供用	－
22	尼崎平野線（山王・山王西）		315	事業継続（空間確保）※道路工事推進	段階的供用（歩道南側約200m）
23	尼崎堺線（住之江）		240	事業継続（空間確保）	事業継続（空間確保）※道路工事推進
24	鞍作線（加美東）		840	段階的供用（歩道東側約430m）	段階的供用（歩道東側約430m）※道路工事推進
25	田辺出戸線（長吉出戸）	○	130	供用	－
26	尼崎堺線（西成南）		1,680	段階的供用（歩道約1,100m）	段階的供用（歩道・車道約1,100m）※道路工事推進
27	津守阿倍野線（旭）	○	680	段階的供用（歩道・車道約360m、歩道南側約150m）	供用
28	木津川平野線（千本中）	○	540	段階的供用（歩道約400m）	供用

未着手路線の事業化への見通し

■事業着手へ向けて取り組む路線

図中番号	路線名※（箇所名）	優先度の高い理由・路線の役割等
a	加島天下茶屋線（加島交差点）	整備による、効果が特に高いため優先的に整備する路線：自動車走行の円滑化（主要渋滞箇所の解消）ほか
b	生玉片江線（桃谷）	密集住宅市街地における防災骨格を形成するため優先的に整備が必要な路線
c	生玉片江線（小路）	整備による、効果が特に高いため優先的に整備する路線：歩行者・自転車の保安性・快適性の向上ほか
d	津守阿倍野線（旭西）	整備による、効果が特に高いため優先的に整備する路線：事業中区間との連続性ほか

※路線の掲載順序は、優先順位を示すものではありません。

■他事業関連路線（他事業の進捗に合わせて事業着手をめざす）

図中番号	路線名＊（箇所名）	関連する対象事業等
e	淀川左岸歩行者専用道	淀川左岸線（2期）事業と進捗を合わせて進めるべき路線
f	平野喜連線（平野東）	市境部に位置し、隣接市における事業と進捗を合わせて進めるべき路線
g	堺筋線（天下茶屋）	西成特区構想における天下茶屋駅周辺のまちづくりの進展に伴い進めるべき路線

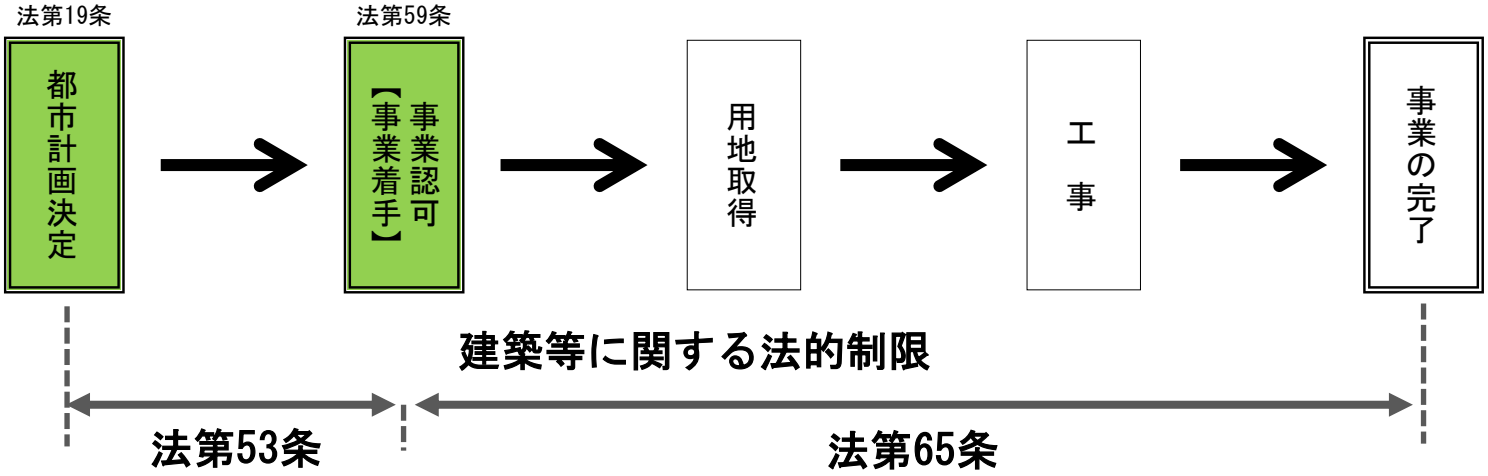
※路線の掲載順序は、優先順位を示すものではありません。

路線の選定方法等については、
「都市計画道路の整備プログラム［令和7年度改訂］－本編－」
をご覧ください。
（大阪市ホームページ：
https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000663632.html ）

この都市計画道路の整備プログラムは、令和7年10月時点における、今後の都市計画道路整備の見通しを示したものであり、社会経済情勢、都市計画道路整備に関する財政状況、関連する事業の進捗状況、用地取得状況、関係機関との協議状況などにより、変更となる場合があります。おおむね５年後を目途に検証を行い、最新の情報とします。

◆ 都市計画道路について（４）

◆ 事業の流れ



・法第53条（建築の認可）：　原則、**３階以上の建物の建築は認められない**。

・法第65条（建築等の制限）：　原則、**新たな建物の建築、工作物設置は認められない。**

◆ 財源等

- 街路事業の財源は、国費（補助・交付金）が40%～55%（※）、市費が60%～45%（市費の90%が地方債、残る10%が税等）で構成される。
- 急な買取請求に対応する必要がある場合は、全額を市費（不動産運用基金）で取得し、後年度に通常の財源構成からなる事業費で再取得（繰り戻し）を行う。

（※）各路線の事業特性（補助事業/交付金事業や、交通安全対策・国土強靭化等各事業の対策メニューなど）により異なる。

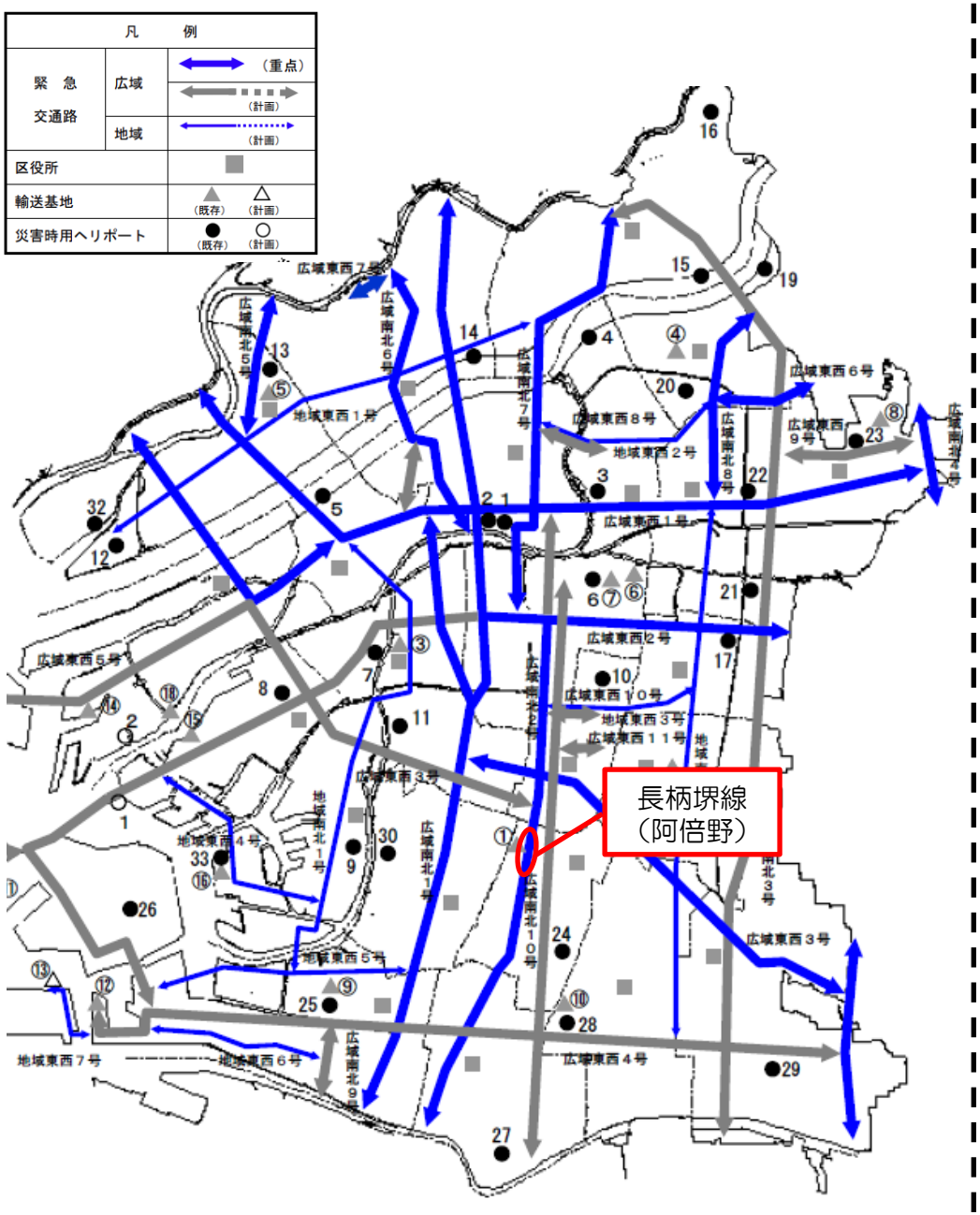
◆ 都市計画道路について（５）

[関連計画]

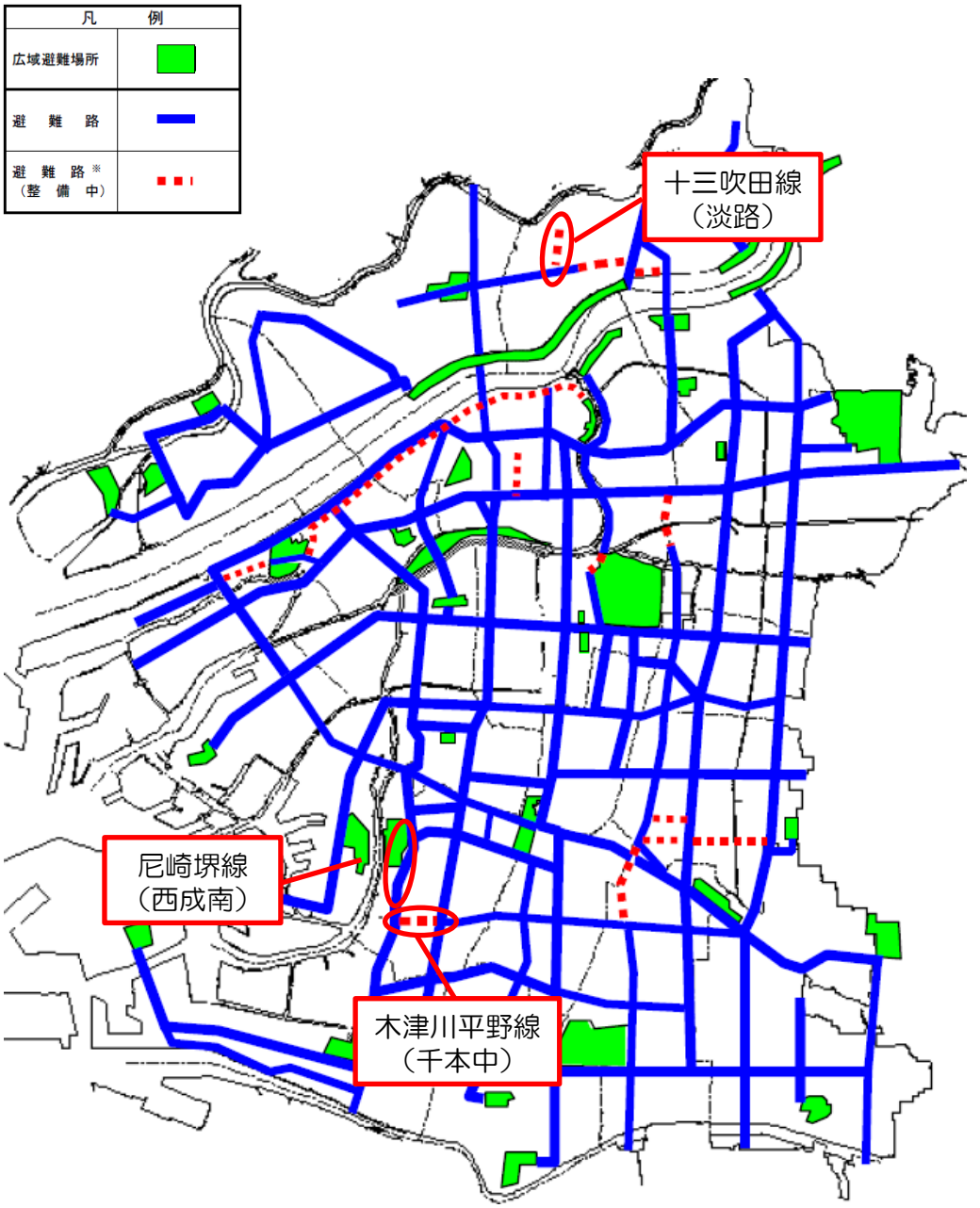
対象路線	（１）大阪市地域防災計画		（２）大阪市無電柱化推進計画	（３）大阪市密集住宅市街地整備プログラム
	緊急交通路	避難路		
長柄堺線 （阿倍野）	○		○	
木津川平野線 （千本中）		○※	○	○
尼崎堺線 （西成南）		○	○	○
十三吹田線 （淡路）		○※	○	
鞍作線 （加美東）				

※整備後、避難路として指定予定

◆ 緊急交通路


凡　例
緊急交通路
広域
（重点）
（計画）
地域
（計画）
区役所
輸送基地
（既存）
（計画）
災害時用ヘリポート
（既存）
（計画）
長柄堺線
（阿倍野）

◆ 避難路


凡　例
広域避難場所
避　難　路
避　難　路※
（整　備　中）
十三吹田線
（淡路）
尼崎堺線
（西成南）
木津川平野線
（千本中）

（２）　大阪市無電柱化推進計画　平成31年3月策定

平成28年12月16日に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に「大阪市無電柱化推進計画」を策定し、「都市防災機能の向上」、「都市魅力の向上」、「歩行者空間の安全・快適性の向上」という基本的な方針のもと、無電柱化を推進している。

◆整備目標ー都市防災性の向上

緊急交通路のうち重点14 路線を対象に、広域ネットワークの形成及び災害時の多重性の観点から、整備効果の高い道路の無電柱化を優先的に進めるとともに、**その他の都市計画事業に合わせて無電柱化に取り組む**。



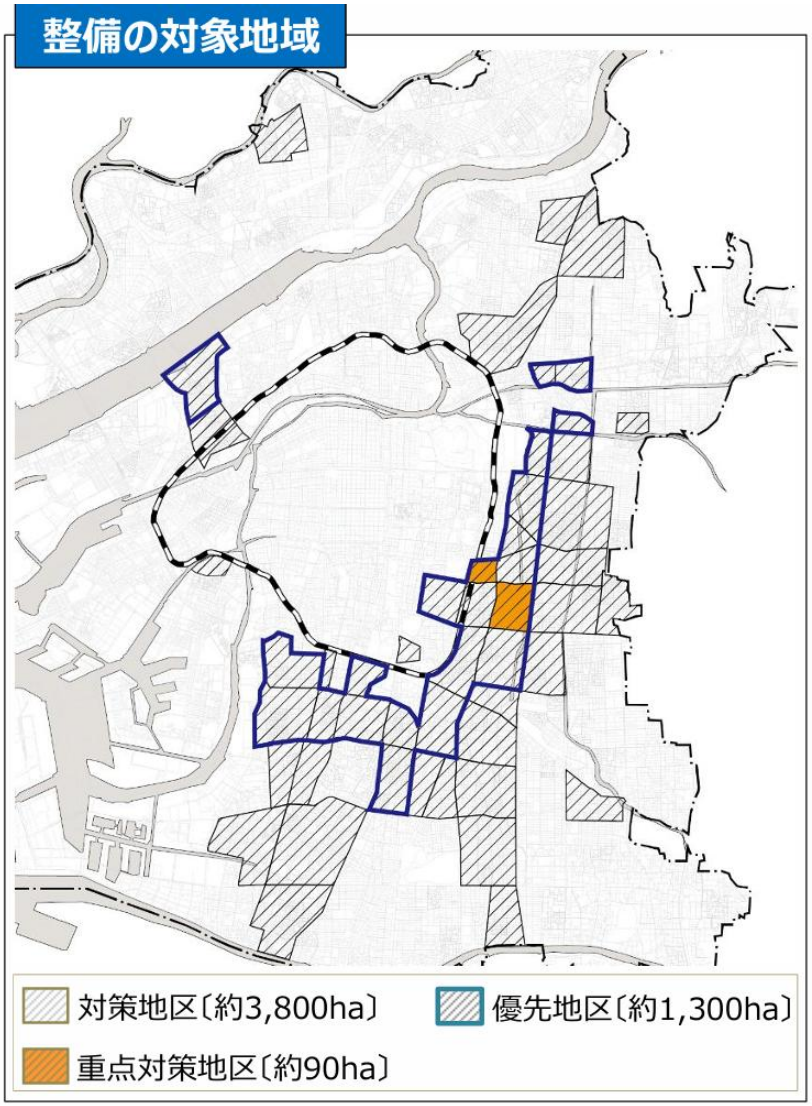
大阪市の都市計画道路整備及び土地区画整理にあわせた無電柱化路線（事業中）

図中番号	路線名（箇所名）	重点14路線	図中番号	路線名（箇所名）	重点14路線
①	桜島東野田線（四貫島）	○	⑬	生玉片江線（細工谷）	
②	長柄堺線（阿倍野）	○	⑭	河堀口舎利寺線	
③	新庄長柄線（菅原）	○	⑮	豊里矢田線（生野）	
④	十三吹田線（淡路）		⑯	尼崎平野線（山王）	
⑤	歌島豊里線（東淡路）		⑰	豊里矢田線（北田辺）	
⑥	淀川北岸線（菅原）		⑱	尼崎堺線（西成南）	
⑦	北野今市線（中崎）		⑲	津守阿倍野線（旭）	
⑧	本庄西天満線（神山）		⑳	木津川平野線（千本中）	
⑨	豊里矢田線（鴫野・蒲生）		㉑	尼崎堺線（住之江）	
⑩	正蓮寺川北岸線（伝法・伝法東）		㉒	大阪駅北大堀西地区	
⑪	東野田河堀口線（大手前）		㉓	三国東地区	
⑫	東野田河堀口線（上本町）		㉔	淡路駅前地区	

（３）　大阪市密集住宅市街地整備プログラム　令和3年3月策定

◆めざす姿

災害に強いまちづくりに向けて、密集市街地において、市街地の不燃化と避難経路を確保するとともに、地震による被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格を形成



◆密集住宅市街地の防災性の向上

・都市計画道路の整備の推進

優先地区（約1,300ha）において、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間確保を行うため、防災骨格の形成に資する道路など、都市計画道路の整備を推進

・防災骨格を形成する都市計画道路の対象路線

